

障害児通所支援 集団指導

スクリーン資料 (届出・申請関係、運営上の注意点)

令和7年3月18日(火)

障害福祉課 障害福祉G 指定担当

児童発達支援管理責任者の要件について

研修修了要件と実務経験要件の両方を満たす必要があります。

研修要件

以下のどちらかを満たす必要があります。

①相談支援従事者初任者研修
(講義部分)



児童発達支援管理責任者基礎研修



児童発達支援管理責任者実践研修

②相談支援従事者初任者研修
(講義部分)



(旧)児童発達支援管理責任者研修



児童発達支援管理責任者更新研修

児童発達支援管理責任者の要件について

研修修了要件と実務経験要件の両方を満たす必要があります。

実務経験要件

P.31 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験一覧表(別表)にて、該当者が実務経験を有しているか確認してください。

注意

実務経験証明書において、相談支援業務あるいは直接支援業務に従事していることが確認できるかご注意ください。
業務内容が曖昧で実務経験の有無が判別できない場合は、再度の提出を求める場合があります。

注意

管理者のみの従事期間は実務経験に参入できません。
管理者と直接(相談)支援業務と兼務している期間は参入可能です。

実務経験証明書の注意点について(具体例)

[参考様式4]

実務経験証明書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

法人所在地
 法人の名称
 代表職氏名
 電話番号
 (担当者名・連絡先)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
従事日数	(日)
業務内容	職名 (ページ)

注1 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。

注2 業務期間欄は、受験申込者が関係機関に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
 [虐待・虐待・虐待相談や虐待相談等]は業務期間となりません。
 現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退避した日までの期間を記入してください。

注3 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、受験申込者の本来業務について、若人ライオンサービス事業における口読業務、口読業務の口読業務の口読業務等具体的に記入すること。
 また、養育施設の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が養育病棟として許可を受けた年月日を記入すること。

注4 障害福祉サービス事業者等の指定申請書又は変更届出書等に本書を添付して市に提出された際に、確認のため市から証明書の発行事業者等に照会をさせていただく場合があります。

[指定等申請・変更等届出事業者記入欄]

・職名についての注意点

管理者兼児童指導員

管理者/児童指導員

・業務内容についての注意点

施設における介護業務

施設における現場職員

児童発達支援管理責任者のOJT期間短縮について

基礎研修受講時点で実務経験要件を満たしている方は、事業所が変更届を提出することで、OJT期間が6月以上に短縮される場合があります。(通常の2年間のOJTの場合は変更届の提出不要)

必要書類

- ①変更届出書(様式第3号)
- ②組織体系図
- ③経歴書(参考様式3)
- ④勤務形態一覧表
- ⑤児童発達支援管理責任者基礎研修修了証の写し
- ⑥相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了証の写し
- ⑦実務経験証明書の写し
- ⑧資格証の写し

児童発達支援管理責任者のOJT期間短縮について

OJT期間短縮者は、児童発達支援管理責任者の下で個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う必要があります。

OJT期間短縮者の業務

利用者への面接の上アセスメントを実施、
個別支援計画の原案作成、児童発達支援管理責任者等が開催する
個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）



OJT期間中に少なくとも概ね計**10回**以上行うことを基本とする

児童発達支援管理責任者のOJT期間短縮について

注意

実務経験証明書において、**基礎研修受講時点**で実務経験を満たしていることが必要です。※届出日時点ではない

注意

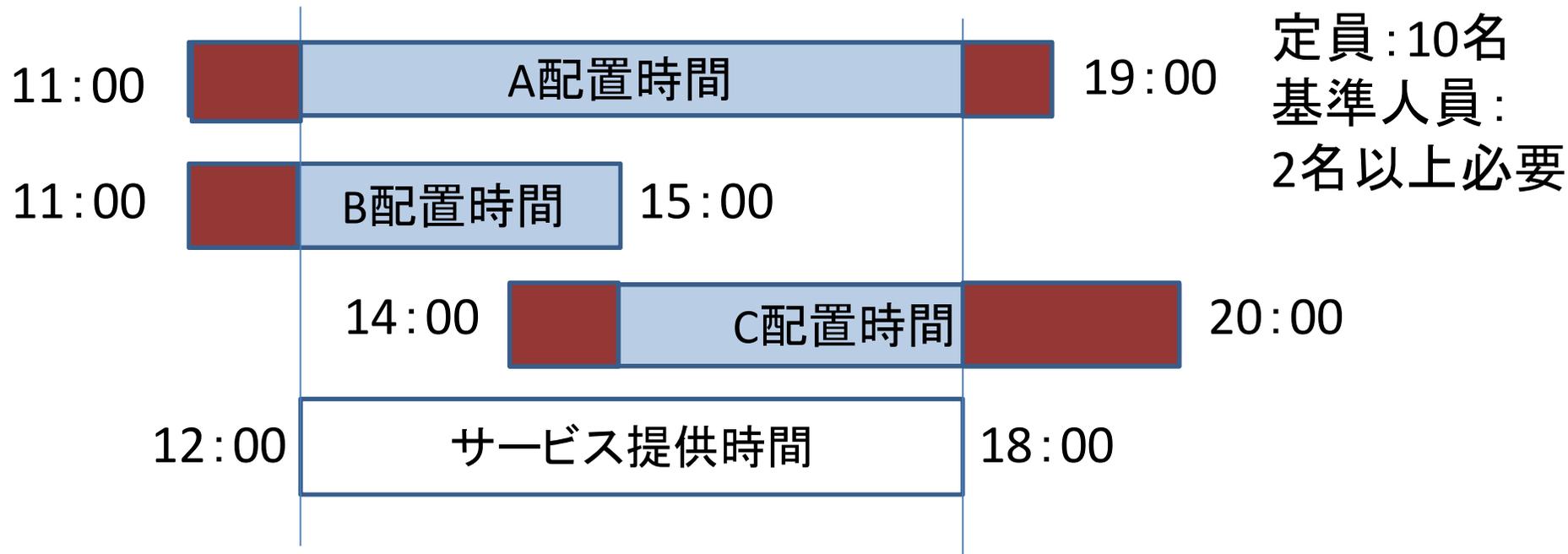
遡及での届け出はできません。

注意

勤務形態一覧表の資格欄にOJT期間中であることを記載してください。

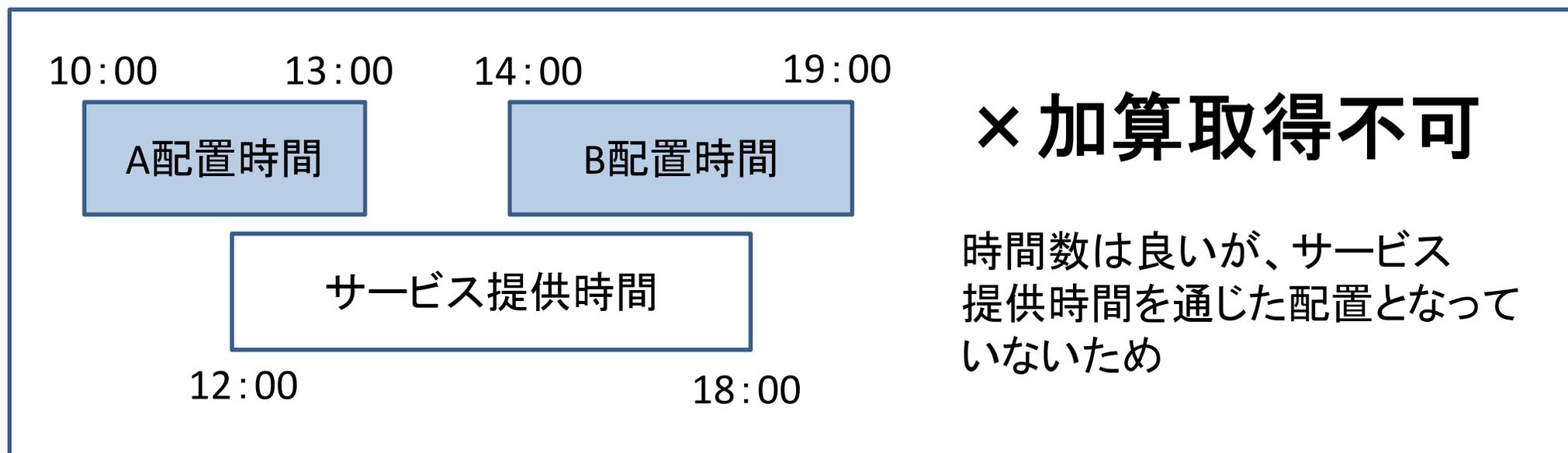
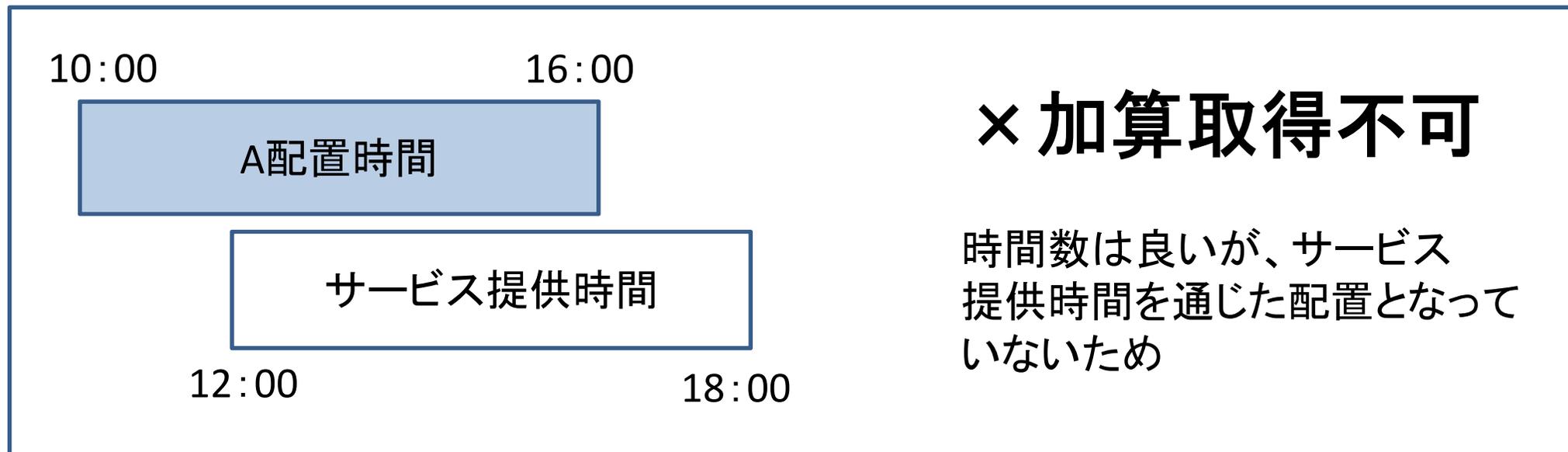
例：児童指導員（OJT期間中）

児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算における基準人員の取り扱い

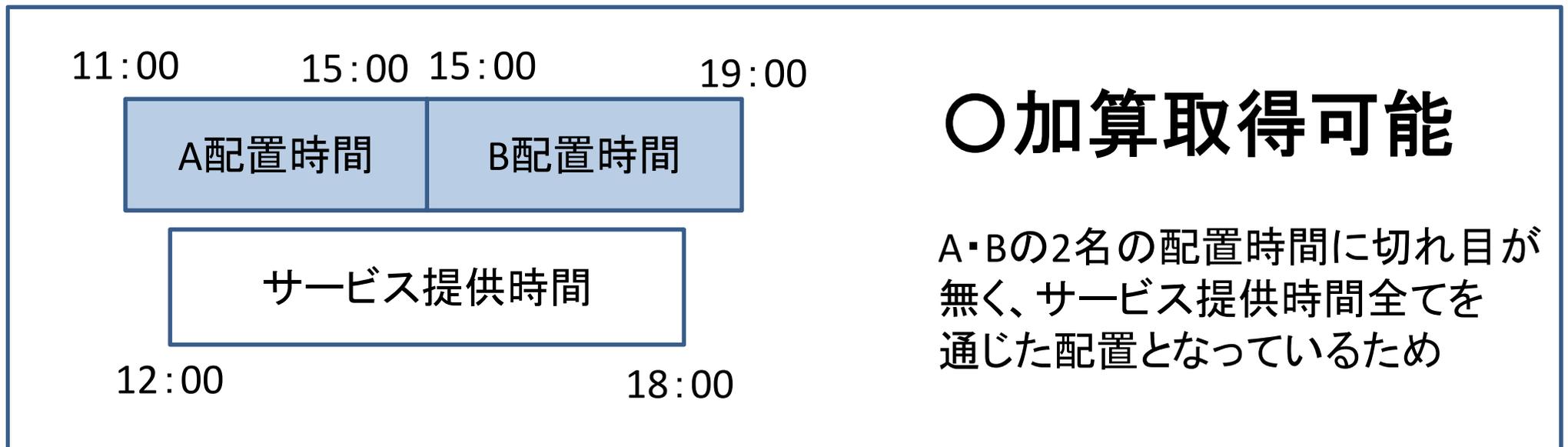
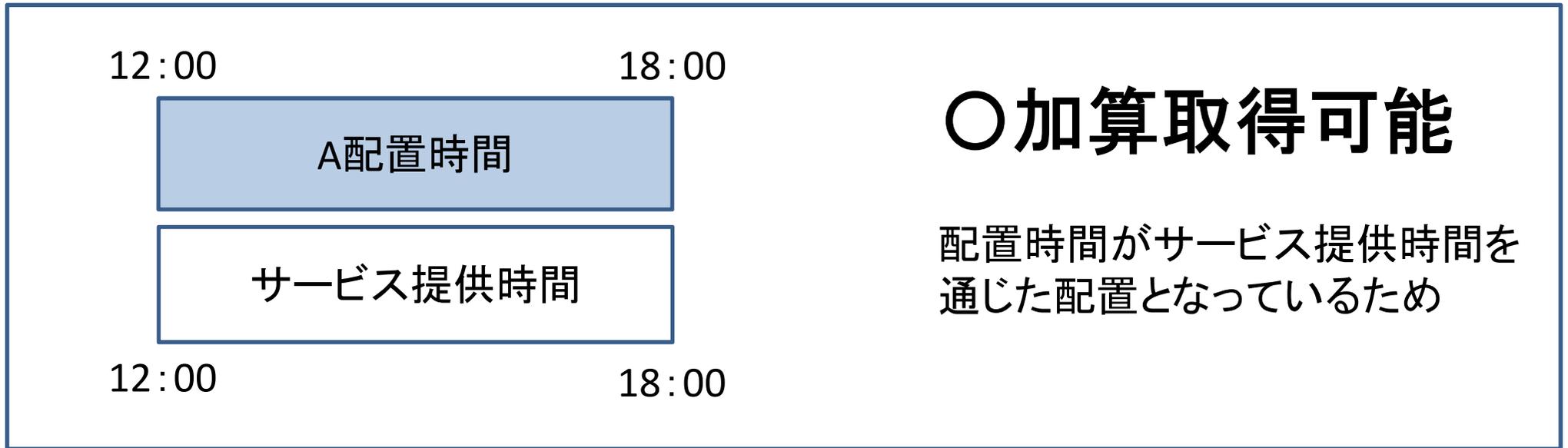


上記のA・B・Cの3名を基準人員としている場合、色が違うサービス提供時間外や重複の余剰時間についても、
加配の時間へ含めることはできません

児童指導員等加配加算の配置について



児童指導員等加配加算の配置について



児童指導員等加配加算 算定不可 事例

黄色 基準上の職員

緑色 基準上の職員

定員	10人(放デイ10人)		基準上の必要職員数 ※1							児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者 2名 (その内児童指導員または保育士 1名)																											
職種	勤務形態 ※2	資格 ※3	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
管理者	①	児童発達支援管理責任者	A		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4							
児童発達支援管理責任者	①	児童発達支援管理責任者	A		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4							
保育士	①	保育士	B		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8							
児童指導員	①	高校教諭	D		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6							
児童指導員	③	高校教諭	E		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6							
利用人数 放デイ					7	7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7	7	7	7			7	7	7	7	7							
サービス提供時間 放デイ		15:00~18:00		3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3								

基準上の職員は基準上の職員、児童指導員等加配加算の加配職員は加配職員としてそれぞれ分けて考える必要がある

上図の場合、加配職員の勤務時間数は児童指導員Eの6時間×20日=120時間のみとなり常勤換算1(160時間)を満たさないため児童指導員等加配加算の算定不可

※児童指導員Dのサービス提供時間以外の3時間分を児童指導員等加配加算の勤務時間数としてカウントすることはできない

児童指導員等加配加算 算定不可 事例

黄色 基準上の職員

緑色 基準上の職員

定員		10人(放デイ7人児発3人)		基準上の必要職員数 ※1							児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者 2名 (その内児童指導員または保育士 1名)																											
職種	勤務形態 ※2	資格 ※3	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週													
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
管理者	①	児童発達支援管理責任者	A		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4								
児童発達支援管理責任者	①	児童発達支援管理責任者	A		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4								
保育士	①	保育士	B		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8								
保育士	①	保育士	C		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8								
児童指導員	①	高校教諭	D		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6				6	6	6	6								
児童指導員	③	高校教諭	E									6			3							6																
利用人数 放デイ					7	7	7	7	7			7	8	7	7	8			7	7	7	7	8			7	7	7	7	7								
利用人数 児発					3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3								
サービス提供時間 放デイ		15:00~18:00		3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3									
サービス提供時間 児発		12:00~18:00		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6									

児童指導員等加配加算を常勤専従で算定する場合

上図で保育士Bを常勤専従の加配職員として見る場合、保育士Bを13日と23日に基準上の職員として配置する必要があり、加配職員としては常勤専従ではなくなるため、常勤専従として加配加算の算定することは不可